

鏡野町下水道事業經營戦略

団体名 : 鏡野町

事業名 : 農業集落排水事業

策定期日 : 平成 28 年 11 月

計画期間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成30年度に一部適用の予定)
処理区域内人口密度	22.8 人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	9(小田・入地区、大野・小座地区、奥津北地区、泉地区、羽出地区、遠藤地区、赤和瀬地区、本村地区、富中央地区)		
処理場数	8(小田・入地区、奥津北地区、泉地区、羽出地区、遠藤地区、赤和瀬地区、本村地区、富中央地区)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	集合処理と個別処理を比較して集合処理(9地区の農業集落排水)を採用し、汚水処理の最適化を図った。大野・小座地区は隣接する公共下水道(鏡野処理区)に流出させて、汚水処理の共同化を図った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	1世帯につき基本料金1,620円を徴収し、世帯人員1人につき540円を徴収する。					
業務用使用料体系の概要・考え方	10m ³ までは基本料金1,620円を徴収し、超過料金は1m ³ 当り172円を徴収する。					
その他の使用料体系の概要・考え方	なし					
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,240	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載		
	平成26年度	3,240	円	平成25年度	2,655	円
	平成27年度	3,240	円	平成26年度	#REF!	円
			平成27年度	#REF!	円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	7人(うち事務職3人、技術職4人) ※上記は、公共下水道事業、特定環境保全公共事業および林業集落排水事業の職員も含む。
事 業 運 営 組 織	平成12年4月1日に下水道事業の経営健全化のために組織体制を再編し、水道課と統合して上下水道課となつた。(以前は、都市整備課下水道係であった)

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理および保全管理ならびにマンホールポンプの保全管理を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成22年度～平成26年度までの経営分析比較表を添付する。

2. 経営の基本方針

農業用用水排水等の水質保全と町民の生活環境の改善を目的に、農業集落排水事業を実施する。効率的な整備手法や保全および運転管理業務の民間委託を積極的に採用して投資の削減に努めている。財源は、県補助や基準内繰入金を有効活用し、使用者負担額の適正化を図っている。

平成27年度末の普及率は26.0%、水洗化率は80.0%である。

平成27年8月に町が策定した「鏡野町人口ビジョン」では、本計画の終期である平成37年度の総人口は平成27年度末に対して84.8%程度まで減少すると予測されている。

特に農業集落排水事業は人口減少率の高い農村部に整備されていることから事業経営は当然厳しさを増すと想定されることから、今後は特定環境保全公共下水道への接続等により一層の経営効率化を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【目標】今後3ヵ年で老朽化施設の再構築(機能強化事業－短期分)を実施する。

【取組】平成25年度に実施した機能診断調査と、それに基づき策定した最適整備構想により各施設の更新必要箇所について、その老朽度・緊急度により短期(3～5年程度で実施)、中期(今後10～15年程度で実施)、長期(中期分実施後)の3期に分けての再構築事業計画を策定している。

(計画始期：平成25年～終期平成64年)

本計画の投資・財政計画については、計画期間中の実施が確定している短期分について計上しており、中期・長期計画については本計画の更新、見直し時に着手時期が想定できる状態となつていれば反映することとした。

機能強化事業で実施することによる財源確保(国庫補助等)と、各年度投資額の平準化を考慮しながら事業実施することとしている。

② 収支計画のうち財源についての説明

【目標】収益的収支比率100%

【取組】基準内繰入金を適正化して総収益を向上し、目標年度(平成37年度)の収益的収支比率90%となり、目標値に届かないものの形式収支は0円とし、実質的に事業運営可能な収支計画とした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

使用料を適切に収入するため、整備済地区に対して水洗化を促進している。また、将来的に一般会計繰入金の負担額を軽減するために定期的な使用料改定に取り組む。

平成29年度より大野・小座地区が公共下水道へ統合し、また、平成31年度より奥津北地区が特定環境保全公共下水道へ統合したため、当該地区的費用と収益(使用料、営業費用および起債償還)を削減した。

平成31年度に機能強化事業が終了するため、職員1名分人件費を削減した。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	奥津北地区を特定環境保全公共下水道に統合し、奥津北地区の終末処理場を廃止することで、施設管理費の削減を図る。
投資の平準化に関する事項	今後3ヵ年で老朽化施設の再構築(機能強化事業)を計画的に実施し、毎年度投資額の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場施設および管路施設管理業務の包括的民間委託等の要否について検討予定である。(将来、下水道施設が老朽化した際、限られた職員数で適正に施設管理を継続するため)
その他の取組	該当なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年度に法適用を行い企業会計方式に移行した後に、発生主義に基づく使用料見直しの要否を検討予定である。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水汚泥(集排バイオマス)の農地還元利用について、全国の先進事例の状況を注視し、本町への導入可否を検討予定である。
その他の取組	該当なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場施設および管路施設管理業務の包括的民間委託等の要否について検討予定である。(将来、下水道施設が老朽化した際、限られた職員数で適正に施設管理を継続するため)
職員給与費に関する事項	鏡野町職員定数適正化計画に準じて取組む予定である。
動力費に関する事項	終末処理場とマンホールポンプ施設の動力費を計上する。
薬品費に関する事項	終末処理場の薬品費を計上する。
修繕費に関する事項	将来、処理場施設や管路施設が老朽化した際、重大事故が発生する前に予防保全的に対策を行うものとし、部分的な劣化箇所に対しては、積極的に修繕を実施する予定である。
委託費に関する事項	将来、処理場施設や管路施設が老朽化した際、重大事故が発生する前に予防保全的に対策を行うために、機能保全計画を立案し、適正な点検調査を実施する予定である。これらの計画策定や点検調査に関する委託費を計上する予定である。
その他の取組	該当なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	農業集落排水事業は、平成30年度から地方公営企業法適用するため、平成30年度からの経営戦略については、法適用後の会計(企業会計)で見直しを実施する。
---------------------	--